# 博士研究員の受入れ申請について

### 1 受入れ申請方法について

新規で博士研究員の受入れを希望する場合は、別紙1 (様式1 「博士研究員 申請書兼 履歴書」)により申請する。

また、期間満了後、受入れ期間の更新を希望する場合は、別紙3 (様式3 「博士研究員 受入期間更新願」により申請する。

申請書類提出先:理系管理課庶務係 山本

#### 2 承認手続きについて

専攻長会議での承認を必要とする。

## 3 受入れ条件及び期間について

- (1) 博士研究員
  - ①受入れの条件

本学大学院の博士後期課程を修了後、又は同大学院博士後期課程を満期退学してから大学院学則第35条第2項の規定により博士の学位を取得後、3年以内の者。

②受入れ期間及び更新できる回数

受入れ期間は1年以内(年度をまたぐ期間設定は不可)、更新できる回数は4回を上限とする。

## 4 その他

- (1) 客員教員、客員研究員、特任教員、RA との兼務は不可。 (非常勤講師、臨時職員は可)
- (2) 専門研究員については、理学研究科では当面の間受け入れる制度を設定しない。(平成31年4月18日専攻長会議承認)